

## (2) 学生準則

### 第1章 誓約書

**第1条** 学生は、学則、学生準則その他の規則を遵守し、明石工業高等専門学校（以下「本校」という。）学生としての本分を全うするよう常に心がけなければならない。

**第2条** 入学を許可された者は、所定の期日までに保護者等連署の誓約書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

**第3条 ～ 第5条** （削除）

### 第2章 学生証

**第6条** 本校の学生は、本校において交付する学生証の交付を受けて常時これを携帯し、本校職員の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

**第7条** 学生証は、その有効期間が終了したとき、又は本校学生としての身分を失った場合は、速やかに校長に返納しなければならない。

**第8条** 学生証を紛失し、又はき損したときは、速やかに学級担任教員を経て、校長に届け出て再交付を受けなければならない。

**第9条** 学生証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

**第10条** 学生証を所有しない者は、受講・集会・教室・図書館等本校施設の利用を拒絶されることがある。

### 第3章 休学、退学、欠席等

**第11条** 学生は、疾病その他の理由により、継続して3か月以上修学することのできない見込のときは、医師の診断書又は詳細な理由書を添え、学級担任教員を経て、校長に対して休学願（別記様式第3号）を提出して、その許可を受けなければならない。

**第12条** 休学した者が休学の理由がなくなったことにより復学しようとするときは、復学願（別記様式第4号）を校長に提出して、その許可を受けなければならない。この場合、疾病により休学していた者は、医師の診断書を添えなければならない。

**第13条** 学生が退学しようとするときは、退学願（別記様式第5号）を学級担任教員を経て、校長に提出し、その許可を受けなければならない。

**第14条** 学生は、改氏名その他一身上の異動があったときは、速やかに校長に届け出なければならない。

**第15条** 学生が住居を変更したときは、速やかに住居変更届（別記様式第6号）を校長に提出しなければならない。

**第16条** 学生が疾病・家庭の事情等で1週間以上欠席しようとするときは、欠席届（別記様式第7号）を学級担任教員を経て校長に提出しなければならない。疾病のため引続いて1週間以上欠席するときは、医師の診断書を添えるものとする。

**第17条** 父母近親の喪に服するときは、忌引届（別記様式第8号）を学級担任教員を経て、校長に提出しなければならない。忌引の期間は、父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、伯叔父母・曾祖父母1日とする。

### 第4章 服装

**第18条** 学生の登校時の服装は、華美なものや奇異なものを避け、常に清潔、端正で学生生活の場にふさわしいものとし、本校学生としての体面を失わないように留意しなければならない。

### 第5章 健康診断

**第19条** 学生は、毎年定期又は臨時の健康診断及び予防接種を受けなければならない。

**第20条** 校長は、必要に応じて、学生に治療を命ずることがある。

### 第6章 学生会等

**第21条** 本校に学生全員をもって構成する学生会を置く。

**第22条** 学生会について必要な事項は別に定める。

**第23条** 学生が、本校学生をもって会員とする体育活動・文化活動等の団体を結成しようとするときは、指導教員を定め、団体の規約、指導教員名及び会員の名簿を添え、責任代表者2名以上の署名のうえ校長補佐（学生主事）を経て、校長に学生団体結成願（別記様式第9号）を提出して、その許可を受けなければならない。組織変更、団体の解散等の場合も同様に、届出ること。

**第24条** 前条の団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長がその解散を命ずることがある。

**第25条** 学生が、団体として校外団体に参加しようとするときは、当該校外団体の目的・規約及び役員に関する事項並びに参加の目的を記載した文書を添え、責任代表者の署名のうえ校長補佐（学生主事）を経て、校長に校外団体参加願（別記様式10号）を提出して、その許可を受けなければならない。

**第26条** 校外諸団体との連絡、連合、加入等は、本校の目的に反することのないよう、常に慎重な考慮を加え、その活動は適正でなければならない。

2 前条の校外団体の行為が本校の目的に反すると認められるときは、校長は許可を取り消すことがある。

### **第7章 集会**

**第27条** 学生が、校内において、又は校外において本校名を使用して集会・催物その他の行事を行なおうとする場合は、目的、期日、施設の名称及び参加者数等を記載した集会許可願（別記様式第11号）を、1週間以前に、責任代表者から校長補佐（学生主事）を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。この場合、その実施に関しては校長補佐（学生主事）の指示に従うものとする。学外の者の関係する集会についても同様とする。なお、集会に当たっては、建物・器物の保存、特に火気について厳重に注意すること。

**第28条** 前条の場合、本校学生の本分にもとる行為が認められるときは、校長補佐（学生主事）がその中止を命ずることがある。

**第29条** 署名運動・世論調査・募金等の諸催しを行うときも、第27条の規定を準用する。校長補佐（学生主事）より要求のあったときは、責任者から集会の様相を報告するものとする。

### **第8章 印刷物の配布及び販売**

**第30条** 学生が校内において、又は校外において本校名を使用して、雑誌・新聞・パンフレット等の印刷物を配布し又は販売しようとするときは、当該印刷物1部を校長補佐（学生主事）を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。

### **第9章 掲示**

**第31条** 学生が校内において、又は校外において本校名を使用して、ビラ・ポスター類を掲示しようとするときは、当該掲示物の写を添えて当該掲示物を校長補佐（学生主事）に提出してその許可を受けなければならない。

2 前項により許可を受け、校内に掲示するときは、本校の定める掲示場に掲示しなければならない。

**第32条** 掲示期間は、原則として1週間以内とし、期日経過後は遅滞なく取除かなければならない。

**第33条** 掲示の内容が学校の目的に反し、又は、故なく他人の名誉を傷つけるものは、掲示してはならない。

**第34条** この規定に従わない掲示は、校長補佐（学生主事）の指示により撤去する。

### **第10章 設備の使用**

**第35条** 学生及びその団体が本校の施設・設備を使用しようとする場合は、その目的、期日、施設・設備の名称等を記載した施設・設備使用許可願（別記様式第11号）を、校長補佐（学生主事）を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、日常その使用を認められた施設・設備についてはこの限りではない。

### **第11章 雑則**

**第36条** 本則施行に際して必要あるときは、さらに施行細則を定める。

**第37条** この準則に改正の必要があるときは、教員会の議を経て、改正するものとする。

**第38条** この準則は、昭和37年4月1日から実施する。

#### **附 則**（昭和49.7.15）

この準則は、昭和49年7月15日から施行する。

（この間の附則省略）

#### **附 則**（平成31.2.26）

この準則は、平成31年4月1日から施行する。

#### **附 則**（令和3.5.12）

この準則は、令和3年5月12日から施行し、令和3年3月1日から適用する。

(別記様式第2号 削除)

別記様式第1号

### 入学誓約書

明石工業高等専門学校長 殿

貴校に入学の上は学則等の諸規則が在学中は適用されることについて同意し、諸規則を遵守することを誓います。

令和 年 月 日

明石工業高等専門学校  
学科・専攻

氏 名 (自署)

私は、「独立行政法人国立高等専門学校保護者等に関する取扱要項」(令和3年2月18日理事長裁定)に基づき、上記の者が貴校に在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。  
なお、記載事項に変更が生じたときは、すみやかに本書を再提出いたします。

(保護者等)

住 所

学生との関係

氏 名

緊急連絡先

(自署)

別記様式第3号

### 休学願

学級担任  
専攻主任

年 月 日

明石工業高等専門学校長 殿

\_\_\_\_\_  
学科・専攻 学年 学籍番号  
\_\_\_\_\_  
氏 名  
\_\_\_\_\_  
保護者氏名

下記のとおり休学したいので御許可くださるようお願いいたします。

記

1 理由

2 期間

自 年 月 日

至 年 月 日

注 1 病気の場合は診断書添付のこと。  
2 署名は必ず本人が自署すること。

別記様式第4号

### 復学願

学級担任  
専攻主任

年 月 日

明石工業高等専門学校長 殿

\_\_\_\_\_  
学科・専攻 学年 学籍番号  
\_\_\_\_\_  
氏 名  
\_\_\_\_\_  
保護者氏名

下記のとおり復学したいので御許可くださるようお願いいたします。

記

1 理由

2 復学年月日

年 月 日

注 1 病気の場合は診断書添付のこと。  
2 署名は必ず本人が自署すること。

別記様式第5号

### 退学願

学級担任 専攻主任
--------------

年 月 日

明石工業高等専門学校長 殿

学科・専攻 \_\_\_\_\_ 学年 \_\_\_\_\_ 学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

下記のとおり退学したいので御許可くださるようお願いいたします。

記

1 理由

2 退学年月日  
年 月 日

注 1 病気の場合は診断書添付のこと。  
2 署名は必ず本人が自署すること。

別記様式第6号

### 住居変更届

学級担任 専攻主任
--------------

年 月 日

明石工業高等専門学校長 殿

学科・専攻 \_\_\_\_\_ 学年 \_\_\_\_\_ 学籍番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日より住居を変更しましたのでお届けします。

記

1. 旧住所

〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

2. 新住所

〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

3. 保護者住所 (同居の場合は、同上と記入してください。)

〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

(学校記入欄)

<input type="checkbox"/> 貸学金	<input type="checkbox"/> イントラ
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> サーバー

別記様式第7号

### 欠席届

学級担任 専攻主任
--------------

年 月 日

明石工業高等専門学校長 殿

学科・専攻 \_\_\_\_\_ 学年 \_\_\_\_\_ 学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

下記により欠席したいのでお届けします。

記

1 理由

2 期間  
自 年 月 日  
至 年 月 日

注 1. 1週間以上欠席をする場合または学校感染症による出席停止の場合に提出すること。  
2. 病気の場合は診断書 (学校感染症による出席停止の場合は登校証明書) を添付のこと。  
3. 署名は必ず本人が自署すること。  
4. 事前に提出することができない場合は、登校できるようになった日から1週間以内に必ず提出すること。

別記様式第8号

### 忌引届

学級担任 専攻主任
--------------

年 月 日

明石工業高等専門学校長 殿

学科・専攻 \_\_\_\_\_ 学年 \_\_\_\_\_ 学籍番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

下記により忌引したいのでお届けします。

記

1. 死亡者の氏名

2. 学生との続柄

3. 死亡年月日  
年 月 日

4. 期間  
自 年 月 日  
至 年 月 日 日間

注 署名は必ず本人が自署すること。  
登校できるようになった日から1週間以内に必ず提出すること。

(別記様式第9号)

団 体 結 成 願 望

年 月 日

明石工業高等専門学校長 殿

責任代表者

学科  
専攻 学年 学籍番号

氏 名

学科  
専攻 学年 学籍番号

氏 名

下記のとおり団体を結成したいので、御許可くださるようお願いします。

記

1. 団体の名称
2. 設立年月日 年 月 日
3. 結成の目的
4. 指導教員

- 注 1 団体の規約・会員名簿添付のこと。  
2 署名は必ず本人が自署すること。

(別記様式第10号)

指導教員

校外団体参加許可願

年 月 日

明石工業高等専門学校長 殿

責任代表者

学科  
専攻 学年 学籍番号

氏 名

下記のとおり校外団体に参加したいので、御許可くださるようお願いします。

記

1. 参加しようとする校外団体名
2. 参加年月日 年 月 日 ( )
3. 参加する団体名
4. 参加の目的
5. 参加予定人数

- 注 1 参加しようとする校外団体の目的、規則、役員名簿を添付のこと。  
2 署名は必ず本人が自署すること。

(別記様式第11号)

指導教員

集 会 申 請 願 望  
加印 直 受 ・ 直 受 印 付 付 付 月

年 月 日

明石工業高等専門学校長 殿

責任代表者

学科  
専攻 学年 学籍番号

氏 名

下記のとおり集会等並びに施設を使用したいので、御許可くださるようお願いします。

記

1. 日 時 自 年 月 日( ) 時 分  
至 年 月 日( ) 時 分
2. 使用場所
3. 集会・行事名称
4. 目 的
5. 参加予定人数
6. 使用物品等 有 (別紙のとおり) 無

注 署名は必ず本人が自署すること。